

高山市林業担い手学生支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県立森林文化アカデミー（以下「森林文化アカデミー」という。）卒業後、市内で林業関連技術業務に従事しようとする森林文化アカデミーの学生に対し、修学に必要な経費を補助することにより、優秀な林業関連技術者の育成確保を図ることを目的に、予算の範囲内において高山市林業担い手学生支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、高山市補助金交付規則（昭和34年高山市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 林業関連技術業務 次のアからカまでに規定する業務をいう。
 - ア 森林管理、森林整備及び木材生産業務
 - イ 製材、木材乾燥又は木材加工及び木材流通業務
 - ウ 木造建築又は木造建築設計業務
 - エ 木製の家具、工芸品、玩具、建具等の製造又は販売業務
 - オ 自然体験指導、山岳ガイド等の森林・林業に係る普及啓発業務
 - カ その他市長が認める林業関連の業務
- (2) 市内の事業所 市内に所在する事業所（市外に本社を有する事業所のうち、定期的な人事異動に伴い市外への転勤が想定される事業所を除き、市外の支店又は営業所であっても、市内に本店を有し、通勤が可能な事業所を含む。）又は新たに個人が市内に開業する事業所をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。
- (3) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により本市の住民基本台帳に記録されていることをいう。
- (4) 就業 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて業務に従事することをいう。
- (5) 創業 次に掲げる行為をいう。
 - ア 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること（イに掲げるものを除く。）。
 - イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。
 - ウ 会社又は個人が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立して事業を開始すること。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、森林文化アカデミーに在籍し卒業見込みの者で、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 森林文化アカデミーを卒業した年の6月末日までに林業関連技術業務に従事する者として市内の事業所に就業及び住民登録し、3年以上継続して勤務及び市内に居住する意思のある者
 - (2) 森林文化アカデミーを卒業した年の9月末日までに市内で林業関連技術業務を行う事業を創業及び住民登録し、3年以上事業を継続及び市内に居住する意思のある者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には補助金を交付しない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 岐阜県緑の青年就業準備給付金、県内の他市町村が行う当該補助金と同様の補助又は貸付等の支援を利用する又は利用している者
- (3) 高山市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年4月1日決裁）第3条各号に掲げる者
（補助金の対象経費等）

第4条 補助金の対象経費は、森林文化アカデミーでの修学に必要な入学金、授業料、教材費及び資格取得費、資材費等とする。

- 2 補助金の交付期間は、森林文化アカデミーを卒業するまでの期間とし、年度を単位に最長2年間、補助金の交付を受けることができる。
- 3 補助金の額は、年度内に支払った金額の合計とし、1年度につき50万円を上限とする。
（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高山市林業担い手学生支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 高山市林業担い手学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約書（別記様式第2号）
- (2) 高山市林業担い手学生支援事業補助金に係る個人情報の取扱同意書（別記様式第3号）
- (3) 申請者本人及び年齢を確認する書類（運転免許証の写し、旅券の写し、個人番号カードの写し等）
- (4) 在学証明書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、速やかに高山市林業担い手学生支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知する。

- 2 市長は、審査の結果、補助金の交付を不適当と認めるときは、高山市林業担い手学生支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知する。
（補助金の変更申請）

第7条 決定通知書の交付を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、高山市林業担い手学生支援事業補助金変更申請書（別記様式第6号）に変更内容等がわかる書類を添付し市長に提出しなければならない。

- (1) 補助申請内容に変更が生じたとき。
- (2) 退学、休学しようとするとき。
- (3) 停学の処分を受けたとき。
- (4) その他修学できない事由が生じたとき。

（交付請求等）

第8条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、高山市林業担い手学生支援事業補助金交付請求書（別記様式第7号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書に提出期限を設けることができる。

3 補助金の交付は、第1項に規定する請求があった月の翌月の末日までに交付決定者の希望する金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、当該年度末日までに、高山市林業担い手学生支援事業補助金実績報告書（別記様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 支出内容がわかる領収書の写し（書籍、チェーンソー又は草刈機等の教材又は資材にあっては、書籍名や資材の品番等がわかるもの）
- (2) 資格取得費の場合は、資格取得証明書の写し
- (3) 資材費の場合は、購入した資材の写真（資材の場合は、品番等がわかるよう撮影されたもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（卒業の報告）

第10条 交付決定者は、森林文化アカデミーを卒業したときは、卒業年度末日までに卒業証明書の写しを市長に提出しなければならない。

（就業及び創業開始状況等の報告）

第11条 交付決定者は、就業又は創業したときは、就業又は創業した日から1月以内に高山市林業担い手学生支援事業補助金就業・創業開始報告書（別記様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 就業した場合は、就業証明書（別記様式第10号）
- (2) 創業した場合は、創業したことが証明できる書類（個人事業主にあっては税務署又は岐阜県税事務所等へ提出した開業届の写し（受理印のあるもの）、法人にあっては法人の登記事項証明書等、創業したことが証明できる書類）

(3) その他市長が必要と認める書類

(報告及び立入調査)

第12条 市長は、修学及び就業又は創業の実施状況等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、修学及び就業又は創業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部を取り消すことができる。ただし、就業した市内の事業所の倒産又は災害、病気等のやむを得ない事情により創業した事業の廃業その他やむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請等をしたとき。

(2) 森林文化アカデミーを卒業できなかったとき。

(3) 森林文化アカデミーを卒業した年の6月末日までに林業関連技術業務に従事する者として市内の事業所に就業又は森林文化アカデミーを卒業した年の9月末日までに市内で林業関連技術業務を行う事業を創業できなかったとき。

(4) 林業関連技術業務に従事する者として市内の事業所に就業後3年以内に離職又は林業関連技術業務を行う事業を創業後3年以内に廃業したとき。

(5) 前号の規定による期間内において、市外へ転居したとき。

(6) 就業又は創業の実態がないことが明らかとなったとき。

(7) 前各号までに定めるもののほか、市長が特に補助金を交付する者としてふさわしくないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部を取り消した場合は、高山市林業担い手学生支援事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の全部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、高山市林業担い手学生支援事業補助金返還命令書（別記様式第12号）により補助金の全額の返還を命ずるものとする。

4 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から2月以内に補助金の全額を返還しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する